

「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」の見直しについて

本条例第15条に規定する「条例の見直し」については、現在、次期総合計画の策定に向けた取り組みをすすめている状況にあることから、以下のように考える。

(1) 条文ごとの検討

- ・第2条（定義）
- ・第6条（市議会の責務）
- ・第7条（市の責務）
- ・第8条（総合計画等）
- ・第9条（市民参画）
- ・第12条（情報の共有）
- ・第13条（説明責任）
- ・第16条（委任）

以上の8条文については、まちづくりに関する概念や定義を示したものであり、現時点において見直す必要はないものとする。

- ・第1条（目的）
- ・第4条（市民の責務）
- ・第5条（事業者等の責務）
- ・第10条（共働）
- ・第11条（地域づくり）

以上の5条文については、「地域自治」の理念や考えが示されている。地域自治や郷づくりの今後のあり方については、今年度中に各郷づくり推進協議会と協議した上で次期総合計画に反映させる予定であることから、見直しは計画の概要が確定した時点で適切に判断したいと考える。

- ・第3条（基本理念）

本条文で示す基本理念は、総合計画に掲げる目指すべき将来像や分野別目標像と整合すべきところがあり、次期総合計画策定を控えていることから、見直しは計画の概要が確定した時点で適切に判断したいと考える。

- ・第14条（行政評価）
- ・第15条（条例の見直し）

計画の進行管理・本条例の見直しのあり方などを今後検討する必要があると考える。

次期総合計画を見据えた内容とするべく、見直しは計画の概要が確定した時点で適切に判断したいと考える。

(2) 結論

以上の検討により、現時点において本条例を見直すことは適切ではないものとする。